議　事　録

１．日　時　　令和２年１２月１８日　　開会　午後　２時００分～

２．場　所　　北庁舎５階　ゆほびかホール

３．出席委員

１番　藤田　正子	２番　藤田　哲夫	３番　伊藤　能之
４番　荻野　俊明	５番　藤井　克巳	６番　村上　和義
７番　石井　義久	８番　山渕　久司	９番　大中　秋美
１０番　藤原　　智	１１番　橋本　誠二	１２番　池田　賢治
１３番　住元　　保	１４番　山本　建樹	

以上　１４名

４．欠席委員

なし

５．出席推進委員

井上　廣文　　田中　伸一
山﨑　由紀浩　　鈴木　　清

以上　４名

６．事務局

藤田局長・前田係長・竹内再雇用職員

以上　３名

７．議　事

議事内容

議案第４５号　農地法第３条の規定による許可申請審議のこと
議案第４６号　同　法第４条の規定による許可申請審議のこと
議案第４７号　同　法第５条の規定による許可申請審議のこと
議案第４８号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による集積計画決定のこと
議案第４９号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと
報告第３４号　農地法第４条第１項第８号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと
報告第３５号　同　法第５条第１項第７号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと
報告第３６号　市街化区域内の農地等転用に関する専決処理規程に関する事務処理要領制定のこと
報告第３７号　明石市農地台帳点検等実施要領の一部を改正する要領制定のこと
報告第３８号　明石市農地台帳の閲覧等に関する事務処理要領制定のこと
報告第３９号　明石市農業委員会証明事務取扱要領制定のこと

―　山渕会長が、議長に就任する　―

山渕議長：　ただ今から第７回明石市農業委員会を始めます。
本日の出席委員数ですが、委員１４名中、１４名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。
次に、明石市農業委員会会議規則第９条第２項に規定する議事録署名人ですが、
１４番　山本　建樹　職務代理者
１番　藤田　正子　委員
のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願いします。

―　議事録署名人に指名された２人の委員、了承する　―

山渕議長：　それでは、これより議案目録に従い、議事を進めます。
すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が５件、報告が６件です。
はじめに、「議案第４５号　農地法第３条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員：　―　議案を朗読説明する　―

山渕議長：　今月は２件の申請がありました。
昨日の小委員会で現地調査をしていますので、１番の土地から報告をお願いします。

○○委員：　はい、議長。

山渕議長：　○○番○○委員。

○○委員：　○○番○○が、１番の土地について報告します。
１番の土地は、お手元の現地調査図１ページに掲載されている土地で、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は市街化区域です。必要な申請書類も調っており、昨日の小委員会では、法第３条第２項各号には該当しないので許可してよいという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山渕議長：　次に、２番の土地の現地調査の報告をお願いします。

○○委員：　はい、議長。

山渕議長：　○○番○○委員

○○委員：　○○番○○が、２番の土地について報告します。
２番の土地は、お手元の現地調査図２ページに掲載されている土地で、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は市街化区域です。必要な申請書類も調っており、昨日の小委員会では、法第３条第２項各号には該当しないので許可してよいという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山渕議長：　本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

○○委員：　はい、議長。

山渕議長：　○○番○○委員。

○○委員：　２番の土地のことで、質問があります。２ページの地図の中で該当地の隣に譲受人と同じ名前の家がありますが、これは、譲受人の家でしょうか。また、農機具もありますが、どこに保管していますか。

山渕議長：　事務局説明をお願いします。

事務局職員：　譲受人の住民票は○○になっていますが、２ページの地図に掲載されている家は譲受人の家です。ここに納屋等があり、農機具もこちらで保管しています。

山渕議長：　○○委員、よろしいでしょうか。

○○委員：　了解しました。

山渕議長：　他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

―　沈　黙　―

山渕議長：　特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会で許可することに異議ありませんか。

―　異議なしの声あり　―

山渕議長：　異議なしと認めます。
よって、「議案第４５号　農地法第３条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山渕議長:　次に、「議案第４６号　農地法第４条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。
事務局説明をお願いします。

事務局職員：　― 議案を朗読説明する ―

山渕議長：　今月は２件の申請がありました。
２番については、第４回委員会で許可相当とした案件の再提出で、３カ月も経過しておりませんので現地調査は省略しました。昨日の小委員会では、先の申請では間に合わなかった「再生可能エネルギー発電事業計画の認定」も確認ができましたので、引き続き許可基準に適合しているので許可してよいという意見でした。１番につきましては、現地調査をしていますので、報告をお願いします。

○○委員：　はい、議長。

山渕議長：　○○番○○委員。

○○委員：　○○番○○が、１番の土地について報告します。
　１番の土地は､お手元の現地調査図３ページに掲載されている土地で､現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模が１０ha 未満に該当しますので、第２種農地です。転用の期間は永久転用です。必要な申請書類も調っており、昨日の小委員会では、許可基準に適合しているので許可してよいという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山渕議長：　本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

○○委員：　はい、議長。

山渕議長：　○○番○○委員。

○○委員：　○○番の土地のことで、質問があります。転用事由には、付近の竹林の根が張ってきて、農地として利用することが困難とありました。どれくらい耕作しなければ、竹林のようになってくるのですか。そのまま耕作放棄をして転用したいとなれば困ります。

山渕議長：　事務局説明をお願いします。

事務局職員：　この申請は、周囲から伸びてきた雑木や枝により耕作が困難で管理に困るので太陽光発電施設に転用したいとのことです。
　どのくらい耕作しなければ非農地になるのかとのことですが、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では、耕起、整地ができない土地）又は非農地となってから２０年以上経過していると認められる場合に非農地証明が発行される場合があります。

山渕議長：　○○委員、よろしいでしょうか。

○○委員：　了解しました。

山渕議長：　他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

―　沈　黙　―

山渕議長：　特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会で許可することに異議ありませんか。

―　異議なしの声あり　―

山渕議長：　異議なしと認めます。

よって、「議案第４６号　農地法第４条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山渕議長:　次に、「議案第４７号　農地法第５条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。
事務局説明をお願いします。

事務局職員：　― 議案を朗読説明する ―

山渕議長：　今月は２件の申請がありました。
１番については、一時転用許可中で現状も確認できておりますので現地調査は省略しました。昨日の小委員会では、一時転用期間の満了後も現状のまま永久転用したいとのことだけなので、引き続き許可基準に適合しているので許可してよいという意見でした。２番につきましては、現地調査をしていますので、報告をお願いします。

〇〇委員：　はい、議長。

山渕議長：　〇〇番〇〇委員。

〇〇委員：　〇〇番〇〇が、２番の土地について報告します。
２番の土地は、お手元の現地調査図６ページに掲載されている土地で、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は水道、下水道、ガス管のうち２種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ近距離（おおむね５００ｍ以内）に２以上の教育施設、医療施設等が存在する農地に該当するため第３種農地です。転用の期間は永久転用です。必要な申請書類も調っており、昨日の小委員会では、許可基準に適合しているので許可してよいという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山渕議長：　本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

―　沈　黙　―

山渕議長：　特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会で許可することに異議ありませんか。

―　異議なしの声あり　―

山渕議長：　異議なしと認めます。
よって、「議案第４７号　農地法第５条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。ただし１番については、３０アールを超える案件ですので、農地法第５条第３項の規定により兵庫県農業会議へ意見照会を行い、その回答が不許可相当でなければ許可することに決定しました。

山渕議長：　次に「議案第４８号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員：　― 議案を朗読説明する ―

山渕議長：　明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されています。
　本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

―　沈　黙　―

山渕議長：　特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
　本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

―　異議なしの声あり　―

山渕議長：　異議なしと認めます。
　よって「議案第４８号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による集積計画決定のこと」は、本案のとおり決定しました。

山渕議長：　次に、「議案第４９号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと」を議題にします。
　事務局、説明をお願いします。

事務局職員：　― 議案を朗読説明する ―

山渕議長：　今月の案件は１件です。
　本案について、ご意見・ご質問等があればお受けしたいと思います。ご意見、ご質問等ありませんか。

―　沈　黙　―

山渕議長：　特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
　本証明願いについて、当委員会で承認することにご異議ありませんか。

―　異議なしの声あり　―

山渕議長：　異議なしと認めます。
　よって「議案第４９号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと」は、承認することに決定しました。

山渕議長：　次に、報告に移ります。
「報告第３４号　農地法第４条第１項第８号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第３５号　農地法第５条第１項第７号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上２件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。
　事務局、説明をお願いします。

事務局職員：　― 報告資料により報告する ―

山渕議長：　ただ今、「報告第３４号」「報告第３５号」の２件の報告事項につき、一括して報告がありました。
　それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山渕議長：　次に、「報告第３６号　市街化区域内の農地等転用に関する専決処理規程に関する事務処理要領制定のこと、」及び「報告第３７号　明石市農地台帳点検等実施要領の一部を改正する要領制定のこと」、「報告第３８号　明石市農地台帳の閲覧等に関する事務処理要領制定のこと」「報告第３９号　明石市農業委員会証明事務取扱要領制定のこと」以上４件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。
　事務局、説明をお願いします。

事務局職員：　― 報告資料により報告する ―

山渕議長：　ただ今、「報告第３６号」「報告第３７号」「報告第３８号」「報告第３９号」の４件の報告事項につき、一括して報告がありました。

〇〇委員：　はい、議長。

山渕議長：　〇〇番〇〇委員。

〇〇委員：　先ほどの説明の中で、押印の省略について、農業委員会では１月１日から変更とのことですが、市役所全体としても１月１日からの変更ということですか。

山渕議長：　事務局説明をお願いします。

事務局職員：　市役所全体では、条例によるものは、３月議会で条例改正し、４月１日から実施ということになります。それ以外の規則、要綱等によるものは、年内に改正し、１月１日から実施予定と聞いております。

山渕議長：　〇〇委員、よろしいでしょうか。

〇〇委員：　了解しました。

山渕議長：　他に、ご質問等あればお受けしたいと思います。ご質問等ありませんか。

―　沈　黙　―

山渕議長：　他に、ご質問もないようですので、お手元の報告資料により、ご了承いただいたいと思います。

山渕議長：　以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。
　これで、第７回明石市農業委員会を閉会とします。

（午後２時５５分　終了）

※ 小委員会　　令和２年１２月１７日　午後１時３０分～

・出席委員　山渕会長　山本職務代理者　藤田（正）委員　住元委員
　　大中委員　橋本委員　荻野委員

・事務局　　藤田局長　前田係長

以上　委員７名・事務局２名

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会　　長　　山　渕　久　司

署　名　人　　山　本　建　樹

署　名　人　　藤　田　正　子